


## 後期高齢者医療からのお知らせ

### ①新しい保険証をお届けしました

- ・後期高齢者医療制度の医療費窓口負担の見直しに伴い、9月に新しい保険証を送付しています。これまで1割負担の人のうち、所得が基準を超える人については、2割負担になっていますのでご確認ください。
- ・新しい保険証の色は、緑色です。医療機関受診などの際、保険証の有効期限が令和5年7月の保険証をご使用ください。

### ②高額療養費の申請手続きについて

- ・高額療養費の支給対象となる人には、宮城県後期高齢者医療広域連合から、申請書が郵送で届きます。申請書が届いた場合は、必要事項を記入して郵送または役場に提出してください。
- ・役場の職員が電話や訪問で口座番号を聞いたり、通帳・キャッシュカード・保険証をお預かりすることは絶対にありません。また、ATMの操作をお願いすることも絶対にありません。



### 高額療養費の還付 を装った詐欺に注意!!

### 自治体の職員等が以下のことをすることは 絶対にありません

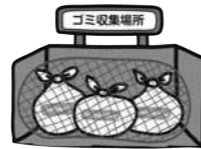
- ×ATMの操作をお願いすること
- ×自宅に訪れ、キャッシュカード等を預かること
- ×受給に当たり、手数料の振り込みを求めること
- ×メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

不審に思ったら、南三陸町役場下記担当窓口または、最寄りの警察署にご相談ください。

町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

## ごみの特別受け入れのお知らせ

- 日 時 10月16日(日) 午前9時～午後3時
- 受付場所 南三陸町クリーンセンター(戸倉字脇の沢)
- 手数料 可燃性ごみ(50キログラムあたり495円搬入時納入願います)  
不燃性粗大ごみ(10キログラムあたり104円搬入時に納入願います)



- 取り扱うごみの種類
  - ・一般家庭から排出される可燃性ごみ(布団、絨毯、畳、カラーボックス、衣装ケースなど)
- ※可燃性ごみは、通常1辺40cm以下の大きさに切ってから搬入する事となっていますが、特別受け入れに限って(当該日のみ)1辺40cm以下の大きさに切っていない状態でも受け入れられます。
- ・不燃性粗大ごみ(自転車、ストーブなど)
- 取り扱えないごみの種類
  - 家電リサイクル法が適用される家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)およびパソコン、産業廃棄物、オートバイ、タイヤなどは持ち込みできません。

12月にも年末のごみの特別受け入れを実施する予定ですので、詳しくは広報南さんりく12月号をご覧ください。

環境対策課 廃棄物対策係 ☎46-5528

## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### ■対象となる人

#### 老齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

#### 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約472万円以下である

### ■請求手続き

#### ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける人

お受け取りの対象になる人には、日本年金機構より9月初旬頃から請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、提出してください。令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

#### ②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

### ■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ・日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求められることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

「給付金専用ダイヤル」  
☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

## 国民年金だより

### 令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出してください

所得税の課税対象となる人には、日本年金機構から「令和5年分扶養親族等申告書」が9月中旬から送付されていますので、期日までに投函してください。税制改正により、提出が不要な場合がありますので、詳細は同封されているリーフレットをご確認ください。

#### ◎所得税の課税対象となる人

老齢または退職を支給理由とする年金の支給額が以下に該当する人

- ・65歳未満の人：108万円以上
- ・65歳以上の人：158万円以上

日本年金機構 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115